

白岡市の給与・定員管理等について

(令和5年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和 4年度	人 52,748	千円 17,526,894	千円 881,049	千円 2,717,370	% 15.5	% 16.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

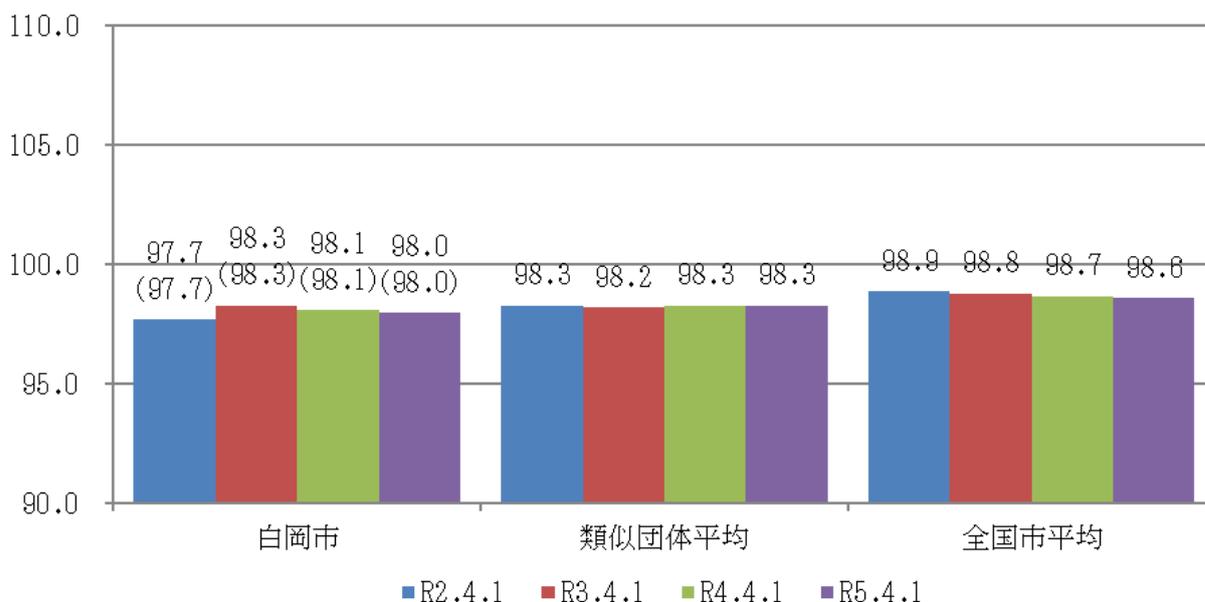
区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 4年度	人 341	千円 1,090,658	千円 238,428	千円 422,848	千円 1,751,934	千円 5,138	千円 6,066

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%（最大で3.4%）引き下げ。また、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準6%に対し、白岡市においても6%を支給。
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日以降は6%を支給。
 (参考)

	各年度の支給割合										
	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		4月1日時点	遡及改定後								
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
白岡市の支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
白岡市	41.2 歳	304,900 円	384,984 円	352,578 円
埼玉県	41.8 歳	317,507 円	410,989 円	365,421 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.6 歳	310,260 円	401,078 円	356,435 円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
白岡市	55.4 歳	13 人	256,400 円	281,185 円	277,916 円
うち校務員	58.0 歳	5 人	249,500 円	291,200 円	267,200 円
うちその他	53.8 歳	8 人	260,800 円	288,426 円	284,613 円
埼玉県	55.9 歳	153 人	332,633 円	386,940 円	369,843 円
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円
類似団体	52.3 歳	17 人	321,114 円	373,492 円	352,981 円

区分	民間			参考 A / B
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	
白岡市	—	—	—	—
うち校務員	他に分類されない運搬・ 清掃・包装等従事者	49.1 歳	241,700 円	1.16
うちその他	—	—	—	—
埼玉県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
白岡市	4,394,420 円	—	—
うち校務員	4,406,900 円	3,253,900 円	1.35
うちその他	4,356,612 円	—	—

- * 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2～令和4年の3か年平均）。
- * 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- * 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（2）職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		白 岡 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大学卒	191,700円	194,711円	185,200円
	高校卒	158,900円	161,396円	154,600円

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

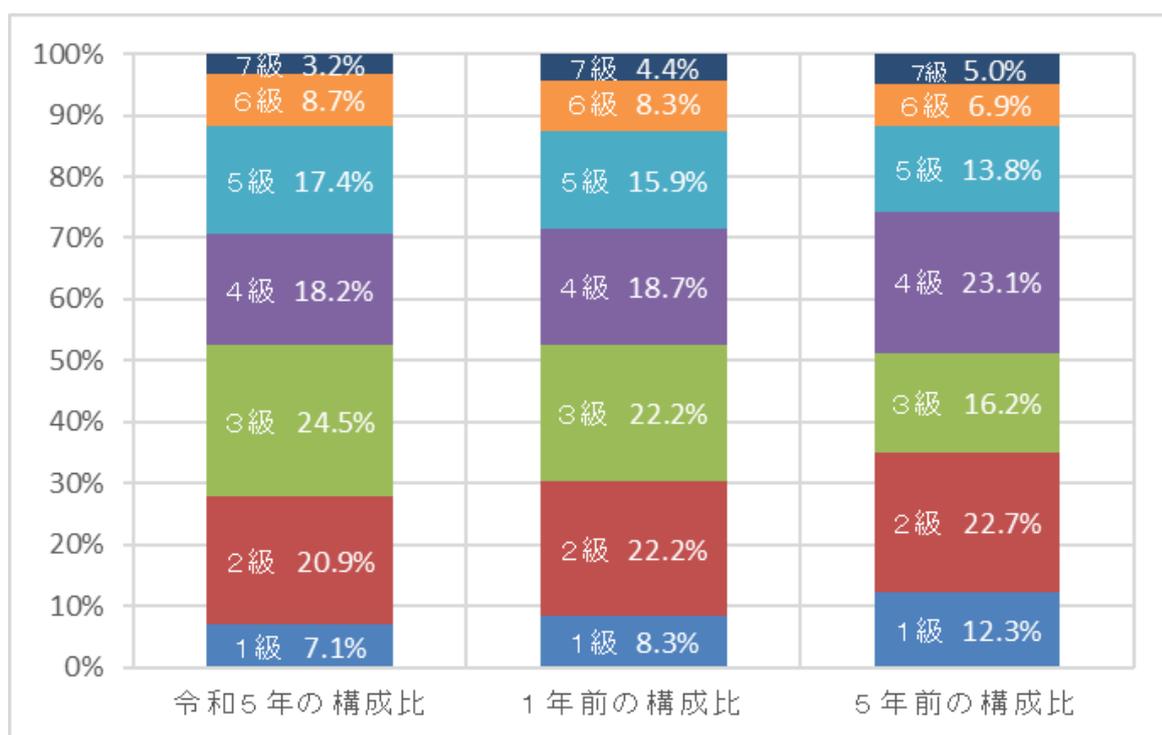
区 分		経験年数			
		10年以上 ～15年未満	20年以上 ～25年未満	25年以上 ～30年未満	30年以上 ～35年未満
一般行政職	大学卒	279,300円	365,200円	380,400円	403,900円
	高校卒	229,300円	— 円	341,300円	365,800円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	252,400円	260,500円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

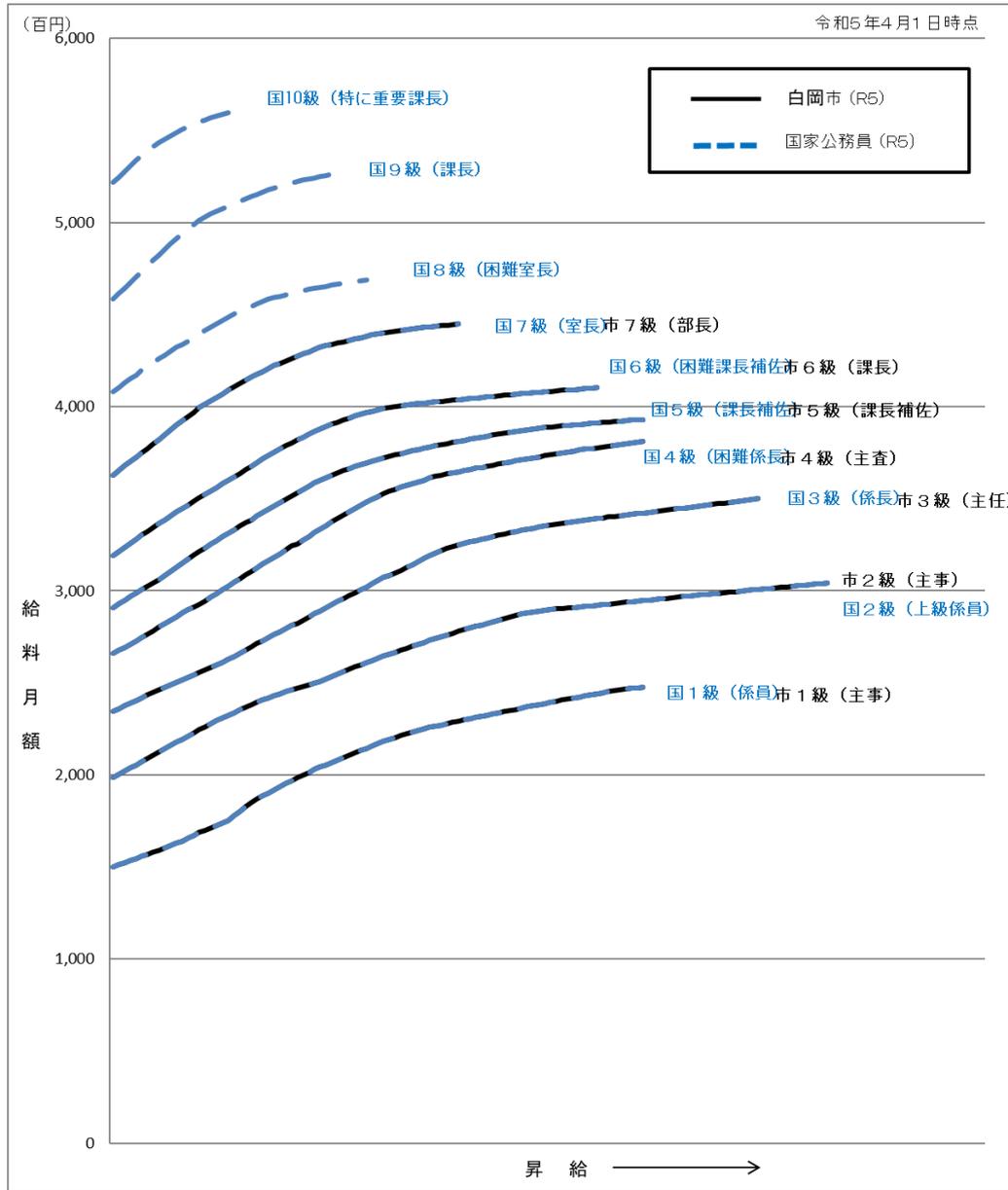
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事 上司の命を受け、事務又は技術に従事する。	18人	7.1%	150,100円	247,600円
2級	主事 上司の命を受け、事務又は技術に従事する。	53人	20.9%	198,500円	304,200円
3級	主任 上司の命を受け、事務又は技術で相当困難なものに従事する。	62人	24.5%	234,400円	350,000円
4級	主査 上司の命を受け、担当する事務又は特に指定された事務を処理し、その事務を処理するため、担当の職員を指揮監督する。	46人	18.2%	266,000円	381,000円
5級	課長補佐 課長を助け、職員の担任する事務を監督し、課の事務を整理する。	44人	17.4%	290,700円	393,000円
6級	課長 上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	22人	8.7%	319,200円	410,200円
7級	部長 上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	8人	3.2%	362,900円	444,900円

- (注) 1 白岡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)

国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（白岡市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

白岡市	埼玉県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,240千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,650千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（白岡市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

白岡市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度 47.709月分 47.709月分	最高限度 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)	その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)
1人当たり平均支給額 ・自己都合 5,634千円 ・応募認定・定年等 20,764千円	

(注) 1 白岡市は、埼玉縣市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の条例に基づくものである。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		70,034千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		205,378円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	6%	344人	6%

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		0%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する 支給単価
防疫作業 手当	感染症の防疫作業 に従事する職員	感染症患者の救護、感 染症の病原体に汚染さ れた物件の処理	0千円	1件につき 1,000円
行旅死病人 取扱手当	行旅死病人の取扱 に従事する職員	行旅病人の救護	0千円	1人につき 1,000円
		行旅死亡人の処理	0千円	1体につき 3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	64,653千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	205千円
支給実績（令和3年度決算）	68,512千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	228千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度又は令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	・ 配偶者 6,500円	同じ	—	28,255千円	224,246円
	・ 父母等 6,500円				
	・ 子 10,000円				
	・ 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子 5,000円加算				
住居手当	借家等居住者 (家賃額に応じて) 月額最高28,000円	同じ	—	16,812千円	266,857円
通勤手当	・ 交通機関等利用者 運賃等相当額(最高月額55,000円) ・ 自動車等利用者 (距離に応じて) 月額2,000円 ～31,600円	同じ	—	13,833千円	54,676円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員 (役職に応じて) 35,000円～70,000円	同じ	—	44,799千円	527,047円
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴い、 同居していた配偶者と別居すること となった職員で、当該異動等の 直前の住居から当該異動等の直後 に在勤する公署に通勤することが 困難であると認められ、単身で生 活することを常況とする職員 30,000円+加算額(交通距離に応 じて8,000円～70,000円)	同じ	—	0千円	0円
休日勤務 手当	休日において正規の勤務時間中 に勤務することを命ぜられた職員 (勤務1時間につき) 勤務1時間当たりの給与額 ×135/100	同じ	—	(5)時間外勤務 手当に含む。	(5)時間外勤務 手当に含む。
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時 から翌日の午前5時までの間に勤務 する職員 (勤務1時間につき) 勤務1時間当たりの給与額 ×25/100	同じ	—	0千円	0円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受ける職員が 次の勤務をした場合 ① 臨時又は緊急の必要その他 公務の運営の必要により週休 日又は休日等に勤務した場合 (役職に応じて) 4,000円～12,000円 ② 災害への対処その他の臨時又 は緊急の必要により平日の午前 0時から午前5時までの間の正規 の勤務時間以外の時間に勤務し た場合 (役職に応じて) 2,000円～4,000円	同じ	—	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	給 料 月 額 等			
給料	市 長	648,000 円 (810,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000円/593,400円	
	副 市 長	686,000 円 (ー 円)	885,000円/547,600円	
報酬	議 長	372,000 円 (ー 円)	737,000円/372,000円	
	副 議 長	294,000 円 (ー 円)	653,000円/294,000円	
	議 員	266,000 円 (ー 円)	591,000円/266,000円	
期末手当	市 長 副 市 長	(令和4年度支給割合) 4.40 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 4.40 月分		
退職手当	市 長 副 市 長	(算定方式) 810,000円×48月×0.35×1.15 686,000円×48月×0.21×1.15	(1期の手当額) 15,649,200円 7,952,112円	(支給時期) 任期ごと 任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

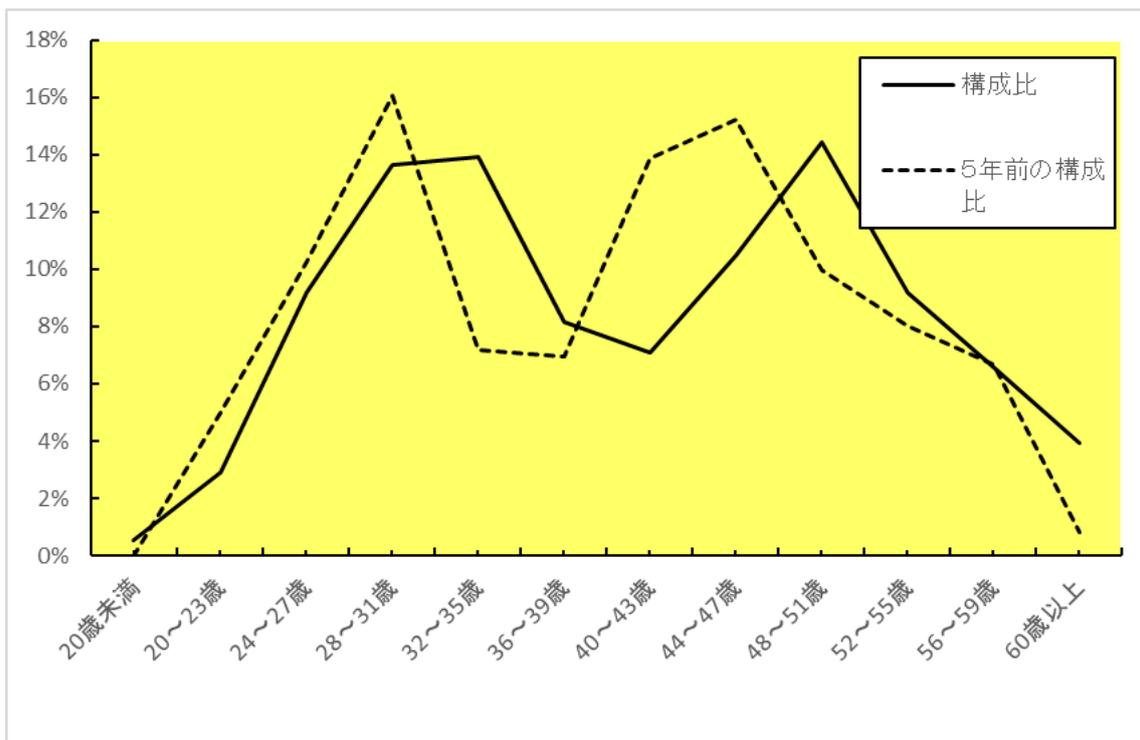
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4	0	<ul style="list-style-type: none"> ・行政組織改編による増 ・欠員補充による増 ・欠員補充による減 ・行政組織改編による減 ・欠員補充による減 ・行政組織改編による増
		総務・企画	82	87	5	
		税務	22	23	1	
		労働	3	3	0	
農林水産		11	11	0		
商工		4	3	▲1		
土木衛生		42	40	▲2		
民衛生	96	94	▲2			
	計	31	34	▲3		
	計	295	299	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.68人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 51.55人)	
	教育部門	46	45	▲1	・行政組織改編による減	
	小計	341	344	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.22人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 65.15人)	
公営企業等部門	水道	9	9	0	<ul style="list-style-type: none"> ・行政組織改編による減 ・業務増による増 	
	下水道	10	8	▲2		
	その他	19	20	1		
	小計	37	37	0		
	合計	378 [410]	381 [410]	3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.66人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	11人	35人	52人	53人	31人	27人	40人	55人	35人	25人	15人	381人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	270	276	283	291	295	299	29(10.7%)
教育	53	49	53	48	46	45	▲8(▲15.1%)
普通会計計	323	325	336	339	341	344	21(6.5%)
公営企業等会計計	38	38	36	37	37	37	▲1(▲2.6%)
総合計	361	363	372	376	378	381	20(5.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 4年度	千円 929,899	千円 170,313	千円 48,329	% 5.2	% 4.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 20,677 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村(政令指定 都市を除く)平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 4年度	人 10	千円 38,562	千円 6,974	千円 15,246	千円 60,782	千円 6,078	千円 6,018

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
白岡市	48.6歳	346,178円	505,466円
団体平均	45.7歳	335,310円	500,619円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

白岡市	団体平均
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,512千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,438千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分(1.35)月分 勤勉手当 2.00月分(0.95)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

白岡市			団体平均
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	— 1人あたり平均支給額 8,676千円
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置			
・定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)			
1人あたり平均支給額			
・自己都合			
・応募認定・定年等			
—千円		—千円	

(注) 1 白岡市は、埼玉縣市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の条例に基づくものである。

2 退職手当の1人あたり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		2,505千円	
支給職員1人あたり平均支給年額（令和4年度決算）		250,507円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	6%	10人	6%

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	432千円
職員1人あたり平均支給年額（令和4年度決算）	86千円
支給実績（令和3年度決算）	880千円
職員1人あたり平均支給年額（令和3年度決算）	220千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度又は令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	・ 配偶者 6,500円	同じ	—	474千円	158,000円
	・ 父母等 6,500円				
	・ 子 10,000円				
	・ 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子 5,000円加算				
住居手当	借家等居住者 (家賃額に応じて) 月額最高28,000円	同じ	—	672千円	336,000円
通勤手当	・ 交通機関等利用者 運賃等相当額(最高月額55,000円) ・ 自動車等利用者 (距離に応じて)月額2,000円 ～31,600円	同じ	—	175千円	43,800円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員 (役職に応じて) 35,000円～70,000円	同じ	—	2,715千円	543,000円
休日勤務 手当	休日において正規の勤務時間中 に勤務することを命ぜられた職員 (勤務1時間につき) 勤務1時間当たりの給与額 ×135/100	同じ	—	「オ 時間外勤務 手当」に含む。	「オ 時間外勤務 手当」に含む。
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時 から翌日の午前5時までの間に勤務 する職員 (勤務1時間につき) 勤務1時間当たりの給与額 ×25/100	同じ	—	0千円	0円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受ける職員が 次の勤務をした場合 ① 臨時又は緊急の必要その他 公務の運営の必要により週休 日又は休日等に勤務した場合 (役職に応じて) 4,000円～12,000円 ② 災害への対処その他の臨時又 は緊急の必要により平日の午前 0時から午前5時までの間の正規 の勤務時間以外の時間に勤務し た場合 (役職に応じて) 2,000円～4,000円	同じ	—	0千円	0円

(2) 公共下水道事業 ※令和2年度から地方公営企業法を全部適用

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 4年度	千円 906,828	千円 25,356	千円 37,956	% 4.2	% 4.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 12,025 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村(政令指定 都市を除く)平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 4年度	人 8	千円 31,419	千円 5,972	千円 11,937	千円 49,328	千円 6,166	千円 5,936

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項
なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
白岡市	43.6歳	352,344円	520,321円
団体平均	44.3歳	330,766円	493,186円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

白岡市	団体平均
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,570千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,425千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分(1.35)月分 勤勉手当 2.00月分(0.95)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

白岡市			団体平均
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	—
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置			
・定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)			
1人当たり平均支給額			
・自己都合			
・応募認定・定年等			
—千円			1人当たり平均支給額 6,238千円

(注) 1 白岡市は、埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の条例に基づくものである。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		2,010千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		251,215円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	6%	8人	6%

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	487千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	61千円
支給実績（令和3年度決算）	584千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	97千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度又は令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	・ 配偶者 6,500円	同じ	—	396千円	198,000円
	・ 父母等 6,500円				
	・ 子 10,000円				
	・ 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子 5,000円加算				
住居手当	借家等居住者 (家賃額に応じて) 月額最高28,000円	同じ	—	1,140千円	284,875円
通勤手当	・ 交通機関等利用者 運賃等相当額(最高月額55,000円) ・ 自動車等利用者 (距離に応じて)月額2,000円 ～31,600円	同じ	—	260千円	51,960円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員 (役職に応じて) 35,000円～70,000円	同じ	—	1,680千円	560,000円
休日勤務 手当	休日において正規の勤務時間中 に勤務することを命ぜられた職員 (勤務1時間につき) 勤務1時間当たりの給与額 ×135/100	同じ	—	「オ 時間外勤務 手当」に含む。	「オ 時間外勤務 手当」に含む。
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時 から翌日の午前5時までの間に勤務 する職員 (勤務1時間につき) 勤務1時間当たりの給与額 ×25/100	同じ	—	0千円	0円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受ける職員が 次の勤務をした場合 ① 臨時又は緊急の必要その他 公務の運営の必要により週休 日又は休日等に勤務した場合 (役職に応じて) 4,000円～12,000円 ② 災害への対処その他の臨時又 は緊急の必要により平日の午前 0時から午前5時までの間の正規 の勤務時間以外の時間に勤務し た場合 (役職に応じて) 2,000円～4,000円	同じ	—	0千円	0円

(3) 農業集落排水事業 ※令和2年度から地方公営企業法を全部適用

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 4年度	千円 82,324	千円 707	千円 3,756	% 4.6	% 4.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 - 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村(政令指定 都市を除く)平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 4年度	人 1	千円 2,551	千円 221	千円 986	千円 3,758	千円 3,758	— 千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項
なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
白岡市	29歳	225,303円	310,200円
団体平均	—歳	—円	—円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

白岡市	団体平均
1人当たり平均支給額(令和4年度) 951千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) —千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分(1.35)月分 勤勉手当 2.00月分(0.95)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

白 岡 市			団体平均
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	—
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置			
・定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)			
1人当たり平均支給額			
・自己都合			
・応募認定・定年等			
— 千円			1人当たり平均支給額 — 千円

- (注) 1 白岡市は、埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の条例に基づくものである。
- 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		153千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		153,036円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	6%	1人	6%

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	44千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	44千円
支給実績（令和3年度決算）	27千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	27千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度又は令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	・ 配偶者 6,500円	同じ	—	0千円	0円
	・ 父母等 6,500円				
	・ 子 10,000円				
	・ 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子 5,000円加算				
住居手当	借家等居住者 (家賃額に応じて) 月額最高28,000円	同じ	—	0千円	0円
通勤手当	・ 交通機関等利用者 運賃等相当額(最高月額55,000円) ・ 自動車等利用者 (距離に応じて)月額2,000円 ～31,600円	同じ	—	24千円	24,000円
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員 (役職に応じて) 35,000円～70,000円	同じ	—	0千円	0円
休日勤務 手当	休日において正規の勤務時間中 に勤務することを命ぜられた職員 (勤務1時間につき) 勤務1時間当たりの給与額 $\times 135 / 100$	同じ	—	「オ 時間外勤務 手当」に含む。	「オ 時間外勤務 手当」に含む。
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時 から翌日の午前5時までの間に勤 務する職員 (勤務1時間につき) 勤務1時間当たりの給与額 $\times 25 / 100$	同じ	—	0千円	0円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受ける職員 が次の勤務をした場合 ① 臨時又は緊急の必要その他 公務の運営の必要により週休 日又は休日等に勤務した場合 (役職に応じて) 4,000円～12,000円 ② 災害への対処その他の臨時 又は緊急の必要により平日の 午前0時から午前5時までの間 の正規の勤務時間以外の時間 に勤務した場合 (役職に応じて) 2,000円～4,000円	同じ	—	0千円	0円